

令和2年度第3次補正予算

事業承継・引継ぎ等補助金（事業承継トライアル）公募要領

＜リブランドによる商品・サービス近代化＞

2021年6月

事業承継・引継ぎ等補助金（事業承継トライアル）事務局
株式会社バトンズ

電子申請にあたっての注意事項

本事業の申請には、「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要になるので、取得未了の場合は、あらかじめ G ビズ ID プライムアカウントの取得手続きを行うこと。

【応募申請方法】

応募申請は、補助金申請システム「jGrants」によるものとする。

(1) G ビズ ID の取得等の事前準備

「<https://www.jgrants-portal.go.jp/>」より「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をダウンロードして必要な操作や準備内容を確認すること（当該 ID 取得には2～3週間を要する）。

(2) そのうえで「補助金を探す」>補助金名事業承継・引継ぎ等補助金（事業承継トライアル）<リブランド>/ボタンズ」で検索し、当該補助金を選択後、「申請する」を選択し入力・アップロード等操作を行う。

※本補助金の応募申請方法は、電子申請のみとなる。

※持参及び FAX、郵送による提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、記入要領等を熟読の上、注意して記入すること。

※応募申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で公開する場合がある。

補助金を応募する際の注意点

① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。

② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、中小企業庁と協力して、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。

なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む）に対して、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ補助金の受給者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じること。

③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還すること。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがある。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表する。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨が規定されている。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこと。

⑤ 補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはならない。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できない（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について事業承継・引継ぎ等補助金（事業承継トライアル）事務局（以下、「事務局」という。）の承認を受けなければならない。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがある。

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 1 事業名称 | 5 |
| 2 事業の目的 | 5 |
| 3 事業スキーム | 6 |
| 4 事業の内容 | 6 |
| 5 補助対象要件 | 7 |
| 5.1 補助対象となる法人及び個人事業主の要件 | 7 |
| 5.2 補助対象となる事業の要件 | 9 |
| 6 補助事業期間 | 9 |
| 7 補助対象経費 | 10 |
| 8 応募申請 | 10 |
| 8.1 申請方法 | 10 |
| 8.2 申請項目 | 11 |
| 8.2.1 申請項目の記載例 | 12 |
| 8.3 応募申請期間 | 12 |
| 8.3 申請受付期間 | 12 |
| 9 審査・選考 | 13 |
| 9.1 審査・選考について | 13 |
| 9.2 審査での評価項目 | 13 |
| 10 交付申請及び交付決定 | 14 |
| 11 反社会的勢力との関係がないことの誓約 | 14 |
| 12 その他の注意点 | 15 |
| 13 問い合わせ先 | 16 |
| 13.1 本事業の Web サイト | 16 |
| 13.2 本事業のお問い合わせ先 | 16 |

1 事業名称

令和2年度第3次補正予算 事業承継・引継ぎ等補助金（事業承継トライアル）
＜リブランドによる商品・サービス近代化＞

2 事業の目的

中小企業・小規模事業者（以下、2において「中小企業」という。）は、地域の経済や雇用を担う重要な存在だ。しかし、2025年までに、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万(日本企業全体の約3割)が後継者未定である。この現状を放置すると、中小企業の廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性がある。

こうした環境の中、後継者不在の中小企業の事業承継を行うに当たっては、後継候補者の選定及びその者が優れた経営者となるための後継者教育が必要だが、現状はそうした機会を得る中小企業は多くないため、結果として後継者育成に関するノウハウが中小企業に蓄積されていないことが、円滑な事業承継を実現する阻害要因となっている。

こうした問題点の解決に繋げるべく、本事業では、後継者不在中小企業が第三者を後継候補者として事業承継に向けた準備を行う際の手順、課題、対応策等を明らかにし、その結果として得られる事業承継に向けた準備の「型」、特に後継者教育の「型」を、多くの後継者不在中小企業における共有知として蓄積する「事業承継・引継ぎ補助事業（事業承継トライアル）」を実施することで、後継者教育未経験の中小企業の円滑な事業承継を促進する。

本募集においては後継者教育の「型」の1つである、リブランドによる商品・サービス近代化に取り組む。具体的には、売上高2億円未満（特に1億円未満が分析対象）の事業者が汎用的に使える後継者教育の「型」を策定することを目的とする。

3 事業スキーム



4 事業の内容

令和2年度第3次補正予算 事業承継・引継ぎ等補助金（事業承継トライアル）事業のうち、株式会社バトonzが採択された後継者教育の「型」を策定するための施策の1つである、リブランドによる商品・サービス近代化が対象事業となる。

株式譲渡もしくは事業譲渡のスキームにて第三者より譲り受けた事業を、現代の消費者嗜好に合わせる形でリブランドし、プロジェクトの成果（事例）やノウハウ・進め方についての型化を実施する。具体的には事務局があらかじめ選定している（外注先）株式会社和えるが提供するリブランドコンサルティングに協力し、事務局が求める補助対象事業に係る調査やアンケート等に協力する。

5 補助対象要件

5.1 補助対象となる法人及び個人事業主の要件

本補助金の補助対象者は、以下の(1)~(7)の要件を満たす中小企業、個人事業主(以下、中小企業と個人事業主を総称して「中小企業者等」という。)とする。

※中小企業者等の要件については後述の【対象となる中小企業者等】を参照

- (1) 補助対象者は、日本国内に拠点もしくは居住地を置き、日本国内で事業を営む者であること。
- (2) 補助対象者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
- (3) 補助対象者は、法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (4) 補助対象者は、経済産業省から補助金指定停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。
- (5) 補助対象となる法人及び個人事業主は、株式譲渡または事業譲渡で譲り受けた事業とし、実質的な事業再編・事業統合等が行われていない(例: 事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等)と事務局が判断した場合は対象外とする。※補助対象外になる例については後述の【補足 補助対象外になる例】を参照
- (6) 補助対象事業に係る全ての情報について、事務局から国に報告された後、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意すること。
- (7) 過去 2 年以内にブランディングに関するコンサルティングもしくはそれに準ずるものを受けていないこと。

【対象となる中小企業者等】

中小企業基本法第2条に準じて、以下のとおり本補助金における中小企業者等を定義する。

| 業種分類 | 定義 |
|------------|--|
| 製造業その他(注1) | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社 及び個人事業主 |
| 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社 及び個人事業主 |
| 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社 及び個人事業主 |
| サービス業(注2) | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社 及び個人事業主 |

注1 ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下

注2 ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下、
旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下

※ただし、次のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(*)が所有している中小企業者等
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業(*)が所有している中小企業者等
- ・ 大企業(*)の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

*大企業とは、上記で定義する中小企業者等以外の者であって、事業を営む者とする。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※資本金(出資金)又は従業員の基準を満たせば、医者(個人開業医)、農家(会社法上の会社又は有限会社である農業法人)、農家(個人農家)は中小企業者等に含むものとする。

※社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)は中小企業者等に含まないものとする。

【補足 補助対象外になる例】

| | 補助対象外になる例 |
|---|--|
| 1 | 事業再編・事業統合等の後に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権(注1)が過半数にならない場合 |
| 2 | 事業再編・事業統合等の前に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権が過半数の場合 |
| 3 | 被承継者又は被承継者の株主と承継者との関係が同族関係者(注2)である場合 |
| 4 | 被承継者又は対象会社と承継者との関係が支配関係(注3)のある法人である場合 |
| 5 | 経営資源引継ぎの形態として事業譲渡を選択しているにもかかわらず、実態として不動産の売買のみにとどまり、事業譲渡を伴わない場合 |

注1 ただし、事業譲渡の場合は除く。

注2 同族関係者の定義は、法人税施行令第四条を適用するものとする。

注3 支配関係の定義は、法人税法第二条十二の七の五を適用するものとする。

5.2 補助対象となる事業の要件

本補助金の補助対象者は、「5.1 補助対象となる法人及び個人事業主の要件」を満たし、加えて以下の要件に事業内容が合致しないものであることとする。

(1) 公序良俗に反する事業

(2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定される各営業を含む)

(3) 同一の補助対象経費で国(独立行政法人を含む)又は公的機関の他の補助金、助成金の交付を受けている、受けることが決まっている、又は受ける予定がある場合

(4) ブランディングに関わるコンサルティングもしくはそれに準ずる事業を営んでいる場合

6 補助事業期間

本事業における補助事業期間は、交付決定日から最長で2022年2月14日(月)までとする。

7 補助対象経費

本事業において謝金、旅費、外注費、外部研修・受験費、会議費、資料購入費を補助対象経費とし、2/3以内の経費を補助する。

| | |
|----------|---|
| 謝金 | 事業を行うために必要な謝金（外部専門家等に対する謝金、研究協力等に対する謝金等） |
| 旅費 | 事業を行うために必要な国内出張に係る経費 |
| 外注費 | 事業を行うために必要ではあるものの、間接補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するための経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。） |
| 外部研修・受験費 | 事業を行うために必要な外部研修や受験等に係る経費 |
| 会議費 | 事業を行うために必要な会議に係る経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等） |
| 資料購入費 | 事業を行うために必要な資料の購入経費 |

※交付決定額は税抜き金額になる。

8 応募申請

8.1 申請方法

応募申請は、補助金申請システム「JGrants」によるものとする。

(1) G ビズ ID の取得等の事前準備

「<https://www.jgrants-portal.go.jp/>」より「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をダウンロードして必要な操作や準備内容を確認すること（当該 ID 取得には2～3週間を要する）。

(2) そのうえで「補助金を探す」>補助金名事業承継・引継ぎ等補助金（事業承継トライアル）<リブランド>/ボタンズ」で検索し、当該補助金を選択後、「申請する」を選択し入力・アップロード等操作を行う。

※本補助金の応募申請方法は、電子申請のみとする。

※持参及び FAX、郵送による提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、記入例等を熟読の上、注意して記入すること。

※応募申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で公開する場合がある。

(留意事項)

- ・ 応募は、応募企業自らが行うこと。
- ・ 交付決定額は税抜き金額になるので、応募申請時も税抜き価格で申請すること。
- ・ 提出期限を経過して受領した応募書類は、いかなる理由があろうとも無効となる。
- ・ 応募書類に不備がある場合には、審査対象とならない。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認めない。
- ・ 採択後であっても、応募企業の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択を取り消すことがある。
- ・ 提出された応募書類は間接補助事業者の採択に関する審査以外の目的には使用しない。
- ・ 提出後、内容について確認等の連絡を行う場合がある。

8.2 申請項目

申請にあたり、申請フォームへの入力が必要な項目は以下の通りです。

[応募申請者情報]

- ・ 法人名/屋号
- ・ 代表者氏名
- ・ 事業概要（業種/取扱商材・ビジネスモデル等/取引先・顧客）
- ・ 従業員数
- ・ 本社所在地
- ・ HP 等の URL
- ・ 連絡先窓口（担当者名/FAX/電話番号/メールアドレス）
- ・ 譲り受けの目的/狙い
- ・ リブランドを利用して解決すべき課題
- ・ リブランド実施後のビジネスプラン
- ・ リブランド実施経験の有無
- ・ 反社会的勢力の排除に関する誓約
- ・ 個人情報の管理方法への同意

[譲渡企業情報]

- ・ 法人名/屋号
- ・ 所在地
- ・ 業種
- ・ 取扱商材・ビジネスモデル等
- ・ 財務情報
- ・ 取引先
- ・ 顧客

8.2.1 申請項目の記載例

| | |
|-------------------|--|
| 譲り受けの目的・狙い | <p>例1) 以前サラリーマンとして企業へ勤めていた時に起業を考えていたが、M&Aで経営者になる道を知り、M&Aに踏み切った。これまで培ってきた〇〇業界の知見を生かし、譲り受け企業の事業拡大を狙っている。</p> <p>例2) 〇〇業界で〇年間事業を営んできたが、今後の営業拠点と取引先の拡大を目的としてM&Aに踏み切った。</p> <p>自社の事業と譲り受け事業のシナジー効果を利用して、事業拡大を目指すことを狙っている。</p> |
| リブランドを利用して解決すべき課題 | <p>例1) 質が良い製品(店舗・サービス)を提供できてはいるものの、若い人の感性に合うブランディングができておらず、最終消費者の平均年齢が高いため将来的な売り上げ減少が想定される。</p> <p>例2) 対企業向けのビジネスをやってきたが、現状の商品ラインナップだと販売チャネルのこれ以上の拡大が見込めない。</p> <p>例3) 同業他社の方が認知度やブランドイメージが強くなっており、売り上げが減少傾向にある。</p> |
| リブランド実施後のビジネスプラン | <p>例1) 現在の製品(店舗・サービス)をリブランドし、ターゲットとなる世代を広げて自社が戦える市場を拡大していく。</p> <p>例2) 商品ラインナップとブランディングを強化し、対個人向けのECサイトの開設などで販路を拡大していく。</p> <p>例3) 自社のブランドを確立してファンを作っていくことで、売り上げの拡大を目指す。</p> |

8.3 申請受付期間

2021年6月14日(月)~2021年7月15日(木)17:00

※締切日時を過ぎてからの申請書類の提出は受け付けないので注意すること。

9 審査・選考

9.1 審査・選考について

審査・選考については、資格要件等及び事業内容等の審査を踏まえ、事務局及び審査委員会により総合的に行う。審査の手順は以下のとおり。

① 資格要件の審査(全ての応募申請)

「5 補助対象要件」に適合しているか否かを事務局が審査する。

② 書面審査(①資格審査を通過した応募申請)

審査委員会が応募申請書類等の提出された情報をもとに審査する。

※事務局は審査の結果(採択されなかった理由等)に関する問い合わせには、一切応じない。

※審査に係る審査料等は徴収しない。

※応募申請書類作成、送付等に係る費用は応募申請者の自己負担となる。

9.2 審査での評価項目

| 審査での評価項目 | 区分 | 評価のポイント |
|-----------|----|--|
| ① 事業承継の計画 | 必須 | 譲渡実行が完了しており、引き継ぎの目的・狙い、引き継ぎ後の計画が明確になっているか |
| ② 経営課題の精査 | 必須 | 現状の経営課題が明確になっており、本事業でのマーケティング課題解決に取り組むことで、事業成長が進むと想定されるか |
| ③ 目的合致性 | 必須 | 本事業で解決したい課題は、類似会社・事業への汎用性が見込めるか |
| ④ 実行性 | 必須 | リブランド施策に経営者自身がコミットし、実行できる実施体制が整備されているか |
| ⑤ 再現性 | 加点 | 課題解決に有効な施策仮説を持っており、その施策は類似会社・事業への型として再現性があるか |
| ⑥ 市場性 | 加点 | 製品・商品・サービスのリブランディング、またはデジタル活用等のマーケティング施策が効果的な成果に繋がる市場環境であるか。 |

10 交付申請及び交付決定

審査の結果、採択された方は、速やかに補助金の交付申請を行うこととし、申請に必要な各種書類(詳細は採択後にお知らせする。)を事務局に提出すること。必要な書類が提出されない場合や、提出された書類に不備がある場合には、交付決定ができず、そのため補助事業が開始できない場合もあるので留意すること。

また、交付決定となった事業については中小企業庁や事務局の設置する事業承継・引継ぎ等補助金(事業承継トライアル) Web サイト等で公表する。

11 反社会的勢力との関係がないことの誓約

応募申請及び交付申請を提出する際に反社会的勢力との関係が無いことを誓約すること。

(1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者をいう

- 1.暴力団
- 2.暴力団員
- 3.暴力団準構成員
- 4.暴力団関係企業
- 5.総会屋等
- 6.社会運動等標ぼうゴロ
- 7.特殊知能暴力集団等
- 8.前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 交付申請者(中小企業者の場合は、代表者及びその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)について、反社会的勢力であることが判明した場合、事務局は交付決定を行わない。また、交付決定後に判明した場合、事務局は当該交付申請者の交付決定を取り消す。

(3) また、交付申請者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とする。

- 1.暴力的な要求行為
- 2.法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて中小企業庁の信用を棄損し、または中小企業庁の業務を妨害する行為
- 5.その他の前各号に準ずる行為

12 その他の注意点

①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱、交付規程により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めている。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しているので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認しておくこと。

②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがある。

③国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ※1の取組を政府として推進すべく、補助事業者（事務局）が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、法人インフォメーション※2に原則掲載されることとなる。

（※1）オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

（※2）法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムである。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待される。

（掲載アドレス：<http://hojin-info.go.jp>）

④補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）、そのために必要な措置を講じること。

（掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html）

⑤提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

もの等)を除いて、情報公開の対象となる。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとなる。

⑥個人情報の管理について、補助事業への交付申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはない。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

- ・補助対象事業における補助対象者の審査・選考・事業管理のため(審査には、国(独立行政法人を含む。)及び交付申請書記載の認定市区町村又は認定連携創業支援等事業者、金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は交付申請内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。)

- ・交付決定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため

- ・交付申請情報を統計的に集計・分析し、交付申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため

13 問い合わせ先

13.1 本事業の Web サイト

令和2年度第3次補正予算 事業承継・引継ぎ等補助金(事業承継トライアル) Web サイト
<https://batonz.jp/lp/trial/>

13.2 本事業のお問い合わせ先

事業承継・引継ぎ等補助金(事業承継トライアル) 事務局
03-5218-5088

support@batonz.co.jp

お問い合わせ受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日を除く)

お問い合わせ期限: 2021年7月15日(木)17:00